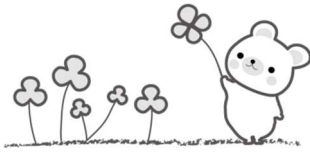


日常生活用具費の申請に必要なもの

- ① 申請書（本人またはご家族の記入）
- ② 見積書（業者に依頼）
- ③ カタログのコピー（業者に依頼）
- ④ 医師意見書（病院に依頼）



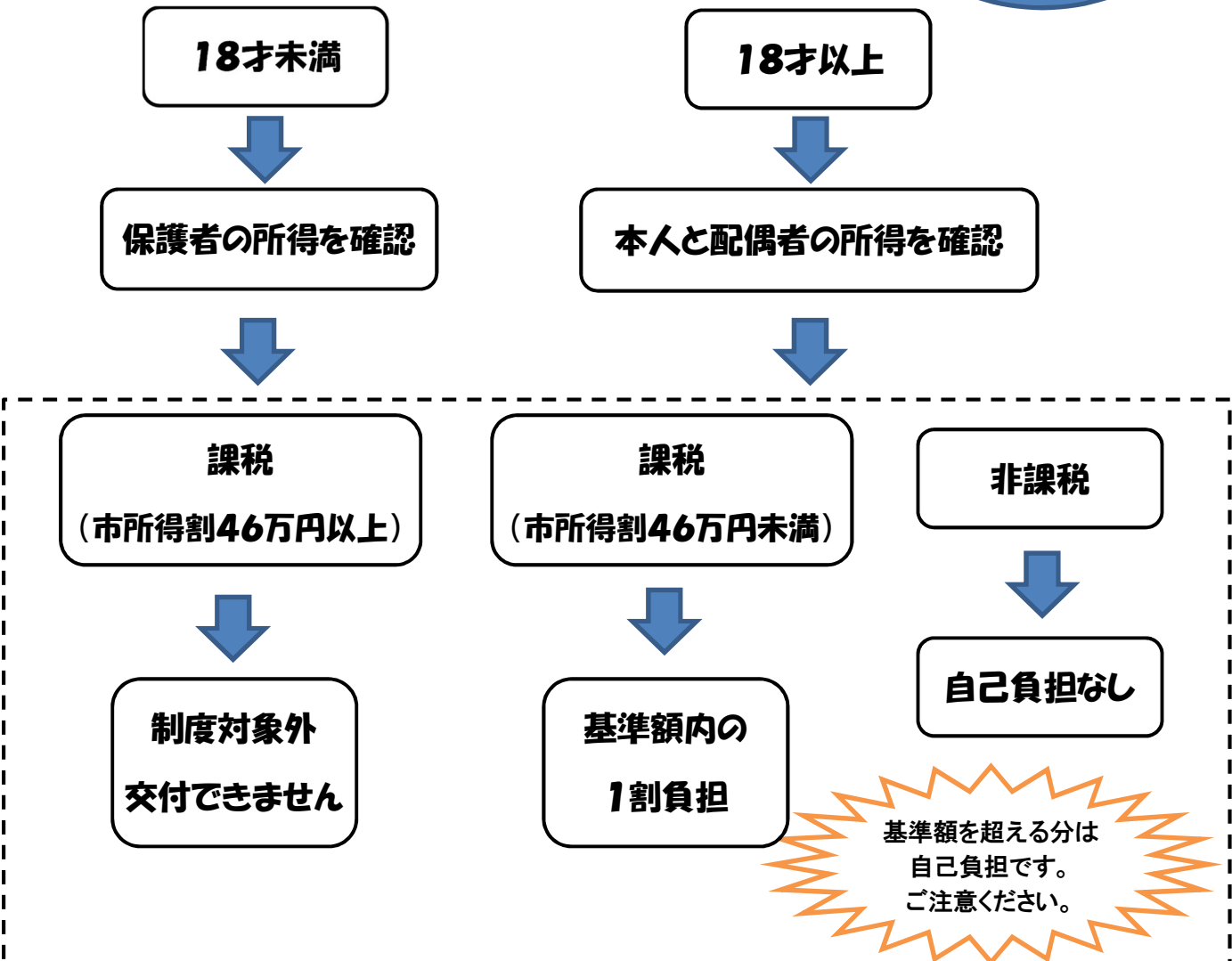
すべての日常生活用具には基準額と耐用年数があります。大切にお使い下さい。なお、修理対応はさせて頂いておりませんので、ご了承下さい。

☆①の申請書様式は障がい福祉課にあります。

☆④医師意見書の不要な用具もあります。お問合せ下さい。

申請時に聞き取りをさせて頂きます。お時間が少しかかりますのでご了承下さい。

日常生活用具費の自己負担について



☆「所得割」の確認は、世帯（18才以上は本人 or 配偶者）の中で最も多い方で判断します。

☆確認する所得は、前年分（1～6月は前々年分）です。